

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

I 学校の取組

1 いじめの未然防止

児童生徒への指導等	学校の具体的取り組み
<p>○わかりやすい授業、楽しい授業作りに努める。</p> <p>○人間関係作りとコミュニケーション力の育成の場面を作る。</p> <p>○「自己決定」「自己有用感」を育成する。</p> <p>○道徳教育、人権教育を充実させる。</p> <p>○学校の取り組みを知らせる。</p>	<p>・障害、習熟度に応じたグループ別授業編成。</p> <p>・達成感の得られる作業活動の組み立て。</p> <p>・あいさつ運動として、生徒会役員による、朝の声かけ運動を実施し交流を図る。</p> <p>・生徒会行事の設定について、生徒会役員を中心とした企画や運営への支援。</p> <p>・職員打ち合わせや放課後等の教職員不在の時間帯をなくすように教室担当などの配置。</p> <p>・「就業体験発表」「総合学習発表」の機会を設け、一人一人が発表することにより自己有用感等を育てる。</p> <p>・作業製品販売やパフォーマンスを行う機会を設け、活動の達成感を得られるようにする。</p> <p>・ロングホームルーム、社会生活の時間を利用して、思いやり、命の大切さ、人権などについて取り上げる。</p> <p>・HP等にいじめ防止の取り組みを掲載する。</p>

2 いじめの早期発見

児童生徒への指導等	学校の具体的取り組み
<p>○ホームルームや授業における日常的な児童生徒観察に努める。</p> <p>○定期的なアンケート調査及び面談を行う。</p> <p>○日記、連絡ノートの点検、記入を行う。</p>	<p>・児童生徒との会話を多くして、児童生徒の様子を観察する。</p> <p>・給食などの場面での和やかな交流を行うようにし、クラス全員の集団の中の様子をつかむ。</p> <p>・5月に生活アンケートを実施し、いじめの有無を調査、個別の面談を行う。</p> <p>・9月、1月に生活アンケートを実施し、いじめの有無を調査、必要に応じ個別の面談を行う。</p> <p>・毎日の日記や家庭との連絡帳に記入や点検をし、気になることがある場合は、学年やグループで検討し必要に応じ管理職に報告する。</p>

3 いじめの早期対応

(1) 身体的苦痛を伴ういじめ
いじめを受けた児童生徒

児童生徒への指導等	学校の具体的取り組み
<p>○安全を確保し、二次被害を防止する。</p> <p>○発見した教職員は担任・学年(グループ)主任・学部主事に速やかに報告する。</p> <p>○学部主事は「いじめ問題対策委員会」に報告する。</p> <p>○「いじめ問題対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</p> <p>○保護者と相談の上、必要に応じて医療機関の受診を勧める。</p> <p>○教育相談係、養護教諭がカウンセリングを行う。</p> <p>○いじめが継続しない環境作りを行う。</p>	<p>・近くにいる教職員の応援を求めながら、関係する児童生徒を引き離す。</p> <p>・当該担当職員に速やかな報告を行う。</p> <p>・「いじめ問題対策委員会」に報告し判断を仰ぐ。</p> <p>・招集された「いじめ問題対策委員会」の指示により事実確認を行う。確認を行う担当、確認内容などの指示。</p> <p>・家庭への連絡をする。</p> <p>・けがなど医療機関の受診が必要な場合は保護者に連絡し、医療機関の受診を勧める。</p> <p>・教育相談係、養護教諭などが心のケア等を行う。</p> <p>・原因の調査等から得られた原因等をもとに再発防止策をとる。</p> <p>・再発防止のためにも状況観察を継続する。</p>

いじめを行った児童生徒

児童生徒への指導等	学校の具体的取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたりするなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。 ○発見した教職員は担任・学年(グループ)主任・学部主事に速やかに報告する。 ○学部主事は「いじめ問題対策委員会」に報告する。 ○「いじめ問題対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○解消したと思われる場合も状況観察を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くにいる教職員の応援を求めながら、関係する児童生徒を引き離す。 ・当該担当職員に速やかな報告を行う。 ・「いじめ問題対策委員会」に報告し判断を仰ぐ。 ・家庭への連絡をする。 ・招集された「いじめ問題対策委員会」の指示により事実確認を行う。確認を行う担当、確認内容などの指示。 ・行為の不当性を理解させ、謝罪させる。 ・事情聴取の上、いじめ行為の不当性を指導する。 ・学年、生徒指導部を中心とした特別指導を行う。 ・再発防止のためにも状況観察を継続する。

(2) 肉体的苦痛を伴わないいじめ いじめを受けた児童生徒

児童生徒への指導等	学校の具体的取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は担任・学年(グループ)主任・学部主事に速やかに報告する。 ○学部主事は「いじめ問題対策委員会」に報告する。 ○「いじめ問題対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○教育相談係、養護教諭がカウンセリングを行う。 ○いじめが継続しない環境作りを行う。 ○解消したと思われる場合も状況観察を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くにいる教職員の応援を求めながら、関係する児童生徒を引き離す。 ・当該担当職員に速やかな報告を行う。 ・「いじめ問題対策委員会」に報告し判断を仰ぐ。 ・家庭への連絡をする。 ・招集された「いじめ問題対策委員会」の指示により事実確認を行う。確認を行う担当、確認内容などの指示。 ・教育相談係、養護教諭などが心のケア等を行う。 ・原因の調査等から得られた原因等をもとに再発防止策をとる。 ・再発防止のためにも状況観察を継続する。

いじめを行った児童生徒

児童生徒への指導等	学校の具体的取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ひやかし、からかい等、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。 ○発見した教職員は担任・学年(グループ)主任・学部主事に速やかに報告する。 ○学部主事は「いじめ問題対策委員会」に報告する。 ○「いじめ問題対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○解消したと思われる場合も状況観察を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くにいる教職員の応援を求めながら、関係する児童生徒を引き離す。 ・当該担当職員に速やかな報告を行う。 ・「いじめ問題対策委員会」に報告し判断を仰ぐ。 ・家庭への連絡をする。 ・招集された「いじめ問題対策委員会」の指示により事実確認を行う。確認を行う担当、確認内容などの指示。 ・行為の不当性を理解させ、謝罪させる。 ・事情聴取の上、いじめ行為の不当性を指導する。 ・学年、生徒指導部を中心とした特別指導を行う。 ・再発防止のためにも状況観察を継続する。

(3) ネット上のいじめ
いじめを受けた児童生徒

児童生徒への指導等	学校の具体的取り組み
<p>○メールやネット上の誹謗中傷などの書き込みなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員は担任・学年(グループ)主任・学部主事に速やかに報告する。</p> <p>○学部主事は「いじめ問題対策委員会」に報告する。</p> <p>○「いじめ問題対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</p> <p>○教育相談係、養護教諭がカウンセリングを行う。</p> <p>○いじめが継続しない環境作りを行う。</p> <p>○解消したと思われる場合も状況観察を継続する。</p>	<p>・「情報モラル講習会」を開き、個人情報の重大性、ネットに潜む危険性など適切な使い方の指導を行う。</p> <p>・情報の授業での情報モラルの指導を行う。</p> <p>・当該担当職員に速やかな報告を行う。</p> <p>・「いじめ問題対策委員会」に報告し判断を仰ぐ。</p> <p>・家庭への連絡をする。</p> <p>・サイト管理者に削除を依頼する。</p> <p>・招集された「いじめ問題対策委員会」の指示により事実確認を行う。確認を行う担当、確認内容などの指示。</p> <p>・再発防止のためにも状況観察を継続する。</p>

いじめを行った児童生徒

児童生徒への指導等	学校の具体的取り組み
<p>○メールやネット上の誹謗中傷などの書き込みなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員は担任・学年(グループ)主任・学部主事に速やかに報告する。</p> <p>○学部主事は「いじめ問題対策委員会」に報告する。</p> <p>○「いじめ問題対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</p> <p>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</p> <p>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</p> <p>○状況に応じ特別指導を行う。</p> <p>○解消したと思われる場合も状況観察を継続する。</p>	<p>・個人情報の重大性、ネットに潜む危険性など適切な使い方の指導を行う。</p> <p>・当該担当職員に速やかな報告を行う。</p> <p>・「いじめ問題対策委員会」に報告し判断を仰ぐ。</p> <p>・家庭への連絡をする。</p> <p>・サイト管理者に削除を依頼する。</p> <p>・招集された「いじめ問題対策委員会」の指示により事実確認を行う。確認を行う担当、確認内容などの指示。</p> <p>・行為の不当性を理解させ、謝罪させる。</p> <p>・事情聴取の上、いじめ行為の不当性を指導する。</p> <p>・学年、生徒指導部を中心とした特別指導を行う。</p> <p>・再発防止のためにも状況観察を継続する。</p>

(4) その他の児童生徒への働きかけ

児童生徒への指導等	学校の具体的取り組み
<p>○いじめを傍観したり、はやしたてたりすることは、いじめに荷担していることと同じであることを理解させる。</p> <p>○周囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる。</p> <p>○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。</p>	<p>・いじめは不当な行為であること等をホームルームや集会などで指導する。</p> <p>・「自己決定」「自己有用感」の形成に結びつく話題などを出し、思いやりや人を大切にする心、判断力を育てる。</p> <p>・生徒会行事、学部行事、学年・学級活動などを通して仲良く活動するための支援を行う。</p>

II 家庭(施設)PTA、地域等との連携

家庭(施設)PTAとの連携

- 子どもとできるだけ多く会話し、子どもの気持ちを受け止めてもらうよう働きかける。
- 子どもの努力を認めて、褒める機会を多くもってもらうよう働きかける。
- 毎日の連絡帳を通して、家庭での様子などについて担任との密なやりとりをお願いする。
- 学校からの配付物等により、学校の状況を常に把握してもらうよう働きかける。
- PTA総会、授業参観などの学校の行事へ積極的に参加してもらうよう働きかける。

地域との連携

- 本校児童生徒の理解を深めてもらうよう、地域の行事への積極的な参加を働きかける。
- 地域の行事への児童生徒の参加を呼びかけてもらうよう働きかける。
- いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報してもらうよう働きかける。
- 発表会などの行事の際に学校に来てもらうよう働きかける。

関係機関との連携等

- 本校児童生徒の理解を深めてもらうよう、普段から関わりを持つようにする。
例(警察:交通指導)(消防:避難訓練)
- 学校のいじめに対する取組状況を保護者、地域へ発信する。GSNの利用など。
- ネットパトロールの実施。